

知っておこう クーリング・オフ

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘など特定の取引で契約した場合に、
一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。



東大阪市立消費生活センター

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

TEL 072-965-0102（相談専用）

相談受付時間 午前9時30分～午後4時
（土・日曜日・祝日及び年末年始は除く）

※来所相談は予約制

クーリング・オフできる？ できない？

クーリング・オフできる取引と期間

訪問販売	→	キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む	8日間
電話勧誘販売	→	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	→	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療※	8日間
連鎖販売取引	→	マルチ商法。ネットワークビジネスともいう	20日間
業務提供誘引販売取引	→	内職商法、モニター商法	20日間
訪問購入	→	営業所以外で事業者が貴金属などを買取る契約	8日間

※脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

契約書を受け取った日
日数には契約書を受け
取った日も含みます

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

訪問販売、電話勧誘販売、
特定継続的役務提供、訪問
購入は8日以内

連鎖販売取引、
業務提供誘引販売
取引は20日以内

クーリング・オフできない場合

訪問販売、電話勧誘販売で右の条件に当てはまる場合	・指定されている消耗品を使用した場合 消耗品でも、業者が開封・使用・消費させた場合や、契約書に消耗品を使用した場合には、クーリング・オフができない旨の記載がない場合などは、クーリング・オフができます。 ・3000円未満の現金取引
店舗・営業所での取引	ただし、キャッチセールス、アポイントメントセールスやマルチ商法、特定継続的役務、投資顧問、預託契約は、店舗取引でもクーリング・オフができます。
通信販売	自分から郵便や電話、インターネットなどで申し込む通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。事業者が返品可否や返品期限などに関する特約を付けている場合は、それに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます（返品の送料は消費者負担）。
電気通信サービス 携帯電話サービスやプロバイダ、インターネットサービスなど	契約書面を受け取った日から含む8日間は、電話やインターネットを利用する「サービス」については、電気通信事業者の合意なく消費者の都合のみで契約を解除できる場合があります。契約を解除するまでの期間のサービス利用料・工事費・事務手数料は消費者負担です。
訪問購入で右の商品を 買い取られた場合	●家電（携行容易なものを除く） ●家具 ●書籍・CD・DVD ●自動車（二輪車を除く） ●有価証券
その他クーリング・オフ できない取引	●御用聞き販売 ●露天商による販売 ●旅行契約 ●証券取引 ●不動産仲介契約 ●自動車の販売・リース ●葬式

クーリング・オフ期間が過ぎていても・・・

- うその説明をされた。 ●必ず儲かると言われた。
- 訪問販売や電話勧誘販売で通常必要とされる以上の商品を販売された。
- 長時間勧誘され「帰りたい」と言ったのに帰らせてくれなかった。

上記のような理由などで契約してしまった場合、契約の取り消しや解除ができる場合があります。



クーリング・オフ通知の記入例

はがき
表面

POST CARD

販売会社住所
販売店名

代表者 様

はがき
裏面

契約解除通知書

◆契約年月日 年 月 日

◆商 品 名

◆契 約 金 額 円

◆販売会社名

住 所

担当者名

上記日付の契約は解除します。

年 月 日

(契約者)

住 所

氏 名

※はがきについての注意事項

- ① はがきに郵便局窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」で出しましょう。
- ② クレジット契約をしている場合は、同時にクレジット会社にもはがきを出しましょう。
- ③ はがきを出した時点が、クーリング・オフ期間内であれば、クーリング・オフが成立します。(発信主義)
- ④ 記入後、両面をコピーして、契約書面と一緒に保管しておきましょう。

ポストに投函
しないで！

業者に「クーリング・オフできない」「違約金が発生する」と言われたり、脅されてクーリング・オフができなかった場合は、**クーリング・オフ妨害**になり、業者は新しく契約書を出す義務があります。

消費者は、新しい契約書を受け取った日から所定の期間内であれば、**クーリング・オフ**ができます。

～クーリング・オフについて不明な点は、消費生活センターにお問い合わせください～

